

平成27年9月11日

「平成27年台風18号等による大雨に係る災害特別相談窓口」の設置について

茨城県中小企業団体中央会

平成27年台風18号等による大雨に係る災害により被害が発生し、茨城県古河市、結城市、下妻市、常総市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、結城郡八千代町、猿島郡境町に災害救助法が適用されました。

これを受け、茨城県中小企業団体中央会に「平成27年台風18号等による大雨に係る災害特別相談窓口」を設置し、組合等連携組織を始め、中小企業者からの相談に応じることとしましたのでお知らせします。

「平成27年台風18号等による大雨に係る災害特別相談窓口」	
設置場所	〒310-0801 茨城県水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館 8階 茨城県中小企業団体中央会 内
連絡先	電話 029-224-8030 FAX 029-224-6446 E-mail info@ibarakiken.or.jp
時間	8時30分～17時15分(土日祝祭日を除く)
相談内容	国・関係機関の支援制度の紹介、資金繰り相談、経営相談、その他